

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1996／第26号

平成8年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

ソフトピアジャパン
センター（仮称）



目 次

卷頭言	年頭にあたって	社岐阜県環境保全協会理事長 小瀬洋喜	1
特 集	新春 委員長座談会		3
協会だより	平成7年度第4回理事会、第3回広報編集委員会、基金制度検討委員会設置、空からパトロール実施、産業廃棄物関係業務研修会、平成7年度「第2回空き缶ノーポイ・キャンペーン」実施、「地球環境まつり'95」他		10
	産業廃棄物最終処分場「自主巡回パトロールの実施結果について」		13
トピックス	平成7年版環境白書について		14
解 説	産業廃棄物に係る疑義回答について		15
行政ニュース	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について		18
お知らせ	マニフェスト購入の手続きについて		20
	マニフェスト購入申込書		21
	産業廃棄物業務功労従業員の推薦について 厚生大臣認定各講習会受講者受付中		22
編集後記			23

表紙写真 ソフトピアジャパンセンタービル完成イメージ画 (96年6月開館予定)

ソフトピアジャパンセンターは、国際的なマルチメディアソフト開発拠点として現在大垣市において建設が進められています。開館は平成8年6月の予定。センターには技術開発室、インキュベトルーム、慶應・岐阜大学などの共同研究室、研究開発室、実習室、セミナーホールなどを整備するとともに、子供からお年寄りまで情報技術が楽しく学習できるメディアプラザなども設置され、産業、地域、生活の情報化推進の拠点が目指されています。



年頭にあたって

理事長 小瀬洋喜

明けましておめでとうございます。

平成8年の新春にあたり皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は新春早々、関西大地震に見舞われ大変な幕開けとなりました。以来、サリン事件を始めとするオウム真理教によるさまざまな事件、金融機関の倒産など、社会的に不安の多い激動の一年がありました。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等、地球的規模で考えなければならない時代にきており、国民の認識も高まっております。

私達が関わっております産業廃棄物の問題については、日本の産業の発展、産業構造の高度化によって行われた大量生産、大量消費による大量廃棄は、廃棄物の量の増大、質の多様化を生み、最終処分場の処理容量逼迫を生じております。しかし緊急の課題であるこれらの状況に見合った廃棄物処理施設の適正な整備は廃棄物処理に対する地元住民の理解と認識が得られない現状から根強い反対運動等により、大変困難な厳しい状況にあります。

こうした問題を解決するために、県では「地球環境村構想」を進められております。この「地球環境村構想」は廃棄物処理関係施設を核として、リサイクル、余熱利用等の資源活用、地球環境問題の研究・実践を行うとともに、その周辺に福祉・医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境の保全・創出を図り、「日本一住みよい

ふるさと岐阜県」の実現を目指すものであります。

この「地球環境村構想」の推進を図るため、平成8年度から、「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」を県、市町村及び民間からの出捐により設立し、この財団が、廃棄物処理センターの指定を受けて、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を進めて行くこととしております。このように事業の具体的な進捗によって、長期間にわたり検討を重ねてきた公共関与による廃棄物処理センターが、建設に向かって大きく前進したことは誠に喜ばしいことであります。協会としては、会員一同とともに県当局のご指導のもと、力を合わせて事業の早期実現に向かって推進を図って参りたいと存じます。

また、平成2年度に着手した岐阜県産業廃棄物対策基金造成事業も、平成4年度末には、3ヵ年計画の目標3億円を達成し、本年度から更に当初の目標であった10億円への増額にむけて事業をすすめることになりました。県、市町村にお願いをし、それぞれご理解とご協力を賜ることができ、誠に有り難く存じております。会員の皆様方、排出事業所等の皆様方におかれましては、先の見えぬきわめてきびしい経済状況のもとにあります、目標達成に向けて格別のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

年頭にあたっての所感の一端を申させていただきました。会員の皆様始め関係各位の一層のご発展をお祈り申し上げ、かわらぬご支援ご協力をお願い申し上げましてご挨拶と致します。

頌 春



年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成八年元旦

理事長	小瀬洋喜	理事	野々村清
副理事長	小田清一	・	野村清晴
・	清水正靖	・	旗勝美
理事	浅野勇	・	間信冲
・	石丸継治	・	古川利雄
・	種田昌史	・	堀尚男
・	大塚忠勝	・	江鍋正
・	小倉満	・	鍋和茂
・	粥川長司	・	三浦重雄
・	木村虎男	・	谷村けい
・	國島弘	監事	藤敏一
・	後藤利夫	・	佐藤文夫
・	清水道雄	事務局	
・	鈴村兼利	専務理事	坪内全治
・	高井信夫	常務理事	林杉雄
・	田中一郎		

新春 委員長座談会

委員会活動の展望と抱負

協会は、設立8年目になります。今や、環境問題は、地球的規模で考えなければならない時代であり、生活の高度化、多様化にともなう大量生産、大量消費による廃棄物の量が増加し、今こそ減量化・再資源化・適正処理化の推進が最も重要な課題と言えます。

我が協会においても、県下の産業廃棄物の問題は、大変重要な課題であり、なかでも最終処分場の問題は大変厳しい状況であります。

日頃協会運営の中枢として、各委員長をお招きしておられる委員長さんにお集まりいただき、委員会活動の展望と抱負について語りあつたときました。



左から、司会 坪内協会専務理事、清水委員長、水谷委員長、田中委員長、山村委員長

出席者	清水道雄	(総務委員長)
	水谷重雄	(研修指導委員長)
	山村けい	(広報編集委員長)
	田中一郎	(適正処理委員長)
司会	坪内全治	(専務理事)

司会 明けましておめでとうございます。

協会活動も8年目ということで、本日は、新しい年を迎まして、日頃から委員会活動を通して

ご活躍の4人の委員長さんにお集まり願い、それぞれの立場からお話を承りたいと存じます。がやがや会議的になごやかにこの会を進めて行きたい

と思いますのでよろしくお願ひします。それでは、本題に入らせていただきます。

最初に総務委員長の清水さんに、本年はどのように委員会活動を進めていったらよろしいかといった点についてお話し願いたいと思います。

協会の組織強化と共同処分場の早期確保が中心課題



清水道雄 氏

清水 総務委員会としましては、組織強化ということを先ず進めて行きたいと思います。それについては、まだ、協会へ未加入の業者が多数おられます。漏れなく当協会に加入していただきたい。

きたい。それには、岐阜県の場合指導要綱の中に、許可申請時に保全協会の加入申込書なり、協会の同意書まではいかなくとも、協会加入を積極的に義務づけしていくようなことが出来ないか、行政に要望していきたいと思います。それから、各委員の方からもご意見がいろいろあることだと思いますが、本年4月に発足します県の「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」構想があるわけですが、その中で当協会の統一したテーマであり、1番の問題として共同処分場の確保を1日も早くお願いしたいと思います。

司会 今、清水さんから1つは保全協会の組織強化の問題と、もう1つは共同処分場の確保の問題の2つについて、具体的なご提案、お話をありました。仮に加入証明書を添付させるよう指導要綱等の中へ盛り込むとか、他によい方法等ありましたらご意見をお聞かせ下さい。

山村 組織強化という面では、どんな団体でもきめ細かく配慮しておく必要があると思います。私の経験では、今、かかわっております全国組織の婦人部で岐阜県は、全国第1位と言われておりますが、下部組織をうまく運営することが大事だと

思います。それには専門分野にわけて役付けをし、責任を持って地区別に加入推進活動をしていくのがよいと思います。

司会 組織強化について、専門分野を広げてということですが、この業界は中間処理業、最終処分業それに収集運搬業とに別れます。収集運搬関係は県外の方が相当数おられますので、せめて中間処理業者と最終処分業者の方だけは全員協会に入っていただきたい。収集運搬の方は、県域を越えてということはなかなか大変なことだと思います。しかし、収集運搬業者の方も県内の最終処分業者のところへ物を持ってきた時に、処分業者が協会加入を勧誘していただいたら理解してもらえるのではないかと思う。ただ、他県において中間処理をしたり、最終処分をしておられる方は無理かもしれません。要は先程清水さんが言われたように、せめて指導要綱等の中に中間処理業者と最終処分業者は協会に加入するように、位置づけして頂ければ自然に加入して頂けるのではないかと思います。

山村 ある程度強制的にと言ふことですかねえ。

司会 県内で産業廃棄物を受け入れるところでチェックしていただいて、協会へ未加入の収集運搬業者に指導（要請）していただければ全て加入していただけると思います。

山村 そう言うシステムでうまくやってもらえば大変有り難いことです。

司会 それには、最終処分業者と中間処理業者には、協会へ全員入ってもらうということが前提となります。その為には許可権者である県なり、岐阜市に要請したいのは、せめて最終処分業者、中間処理業者だけでも何とか全員協会へ加入するようご指導願いたいと思います。

水谷 今、司会者が言われたように、県外の業者までを考えなくても良いのではないか。少なくとも、岐阜県の保全協会ですから、県内の組織強化を図るのが一番望ましく、中間処理業者なり、最終処分業者について、受け入れを図るのがよいと

思います。私は研修指導委員長として、新規講習会等の都度、皆さんに許可を受けられるときには、当協会に加入して頂けるようPRをして参りました。県・岐阜市におかれても、許可をされるとき、公益法人の当協会に加入していただくように業者をご指導願わないと、なかなか組織強化にはつながらないと思います。

司会 保全協会が会員に要請しただけではなかなか加入していただけないので県・岐阜市のご指導を得ながら、最終処分業者、中間処理業者、ひいては、収集運搬業者の方にも手を広げてゆきたいと考えておりますので、県・岐阜市ご当局にそのことをお願いして行きたいと思います。次に研修指導委員長の水谷さん、今年の研修はどのようなことを考えておられますでしょうか。

業者の資質向上のための研修や技術革新の情報提供に取り組む



水谷重雄 氏

水谷 新規許可講習会については、前年と同じように実施し、更に現在、許可を受けている業者の方たちを集めて、資質の向上を図るために研修、例えば、法令改正、新技術の解説的なものを実施して、行きたいと思っております。

山村 産業廃棄物関係に携わっているものは何といっても、イメージをよくするよう平素からこころして努力しなければいけないことだと思います。

司会 今、水谷さんから今迄は、新規講習会とか更新のための講習会を、メインでやっていたが、許可業者の資質の向上、又は、技術の研鑽に励む意味においても、これからいろいろ目まぐるしく変化する、例えば、医療廃棄物の問題、シュレッ

ダーダストの問題、建設廃棄物の問題等、専門的な分野が出てくるため、専門的な技術研修を行なってはどうかというご提案がありましたが、なかなか良いお話をうかがいました。それ以外に何か必要と思われる研修はありませんか。

山村 これは色々技術の分野において必要なことだと思いますが、例えば、焼却についても1,800度位の温度で焼却し、無害と言われる技術が紹介されています。しかし、ランニングコストが非常に高く、経済面で大変です。今、それが、2,600度で焼却し、廃棄物を燃料として、低成本で運転できる技術が開発されており、こうした新しい技術ニュース等を研修に生かせないか、また、新しい情報を機関紙で紹介出来ないでしょうか。

司会 技術革新の情報提供を、今後協会でも取り入れて行きたいと思います。

それでは次に、広報委員長の山村さんにお願いします。

会報を、年4回発行しており、昨年は初めて、県下全許可業者の名簿も作りました。この会報を使って、協会のPRをおこなうことについて何かご提案がございましたら、ご意見をうかがいたいのですが、いかがでしょうか。

山村 これは適正処理委員会とも関連するのですが、今一番私達の願っている処理場建設申請に対する許可是どうなっているのでしょうか。もう一つ、同意について、法律の定めは無いが、皆さんが反対し同意が得られなければいけないと言うのは矛盾すると思います。皆が必要とするものがなぜ出来ないのでしょうか。

司会 住民はもとより市町村も、産業廃棄物に対してもっと積極的に理解と関心をもって頂きたいと思います。

水谷 山村さんにお願いしたいのですが、もっと協会の問題を広報活動の中でPRすることは出来ないものか、どうでしょうか。

山村 うまく言えませんが、委員長の抱負として、会報で市町村長さんに「我がまちの産業廃棄物に

についての現状と対策」等についての考え方をご紹介していただいたらいいがななものかと思います。

司会 産業廃棄物処理行政と言うものは、県、市町村、業者が三位一体となって進めないと住民対策はうまく出来ないと思います。



山村けい 氏

山村 本年はそう言うところを広報活動の面からも努力していきたいと思います。

司会 産業廃棄物対策が市町村にとっても、本当に必要であり、適正に処理をし

なくては生活環境の保全に支障をきたします。ということをまず市町村にご理解を願わないと、住民対策はなかなか難しいと思います。

そうしたことの理解が得られるよう今後は協会活動をしていかなければと思います。

清水 それがために法律、条例があるわけですし、なお、かつ、岐阜県の場合、他県に比べてより一層細部にわたって指導要綱があります。今、司会者が言わされたように市町村のご理解を頂くことも大事なことですが、私は、もう少し許認可権者である県が指導的立場を、主体性を持ってやっていただきたいと思います。

司会 対住民には、県は直接ではなく、ワンクッションおいており、市町村がこれを行なっております。今、清水さんが言わされたように、県がもう少し毅然たる態度で、産業廃棄物行政に対処願いたい。窓口である市町村に理解していただける施策を県、保全協会でも考えていただきたいと思います。

水谷 会報は、全市町村にお届けしております。シリーズものでもよいので、各市町村の考え方等を掲載しながら、対応策を考えて行つてはどうでしょうか。

清水 今、会報は何部発行されているのですか。

山村 1,100部発行し、会員はもとより、市町村、

基金協力企業、関係団体等に配布しております。

水谷 一般の住民には、産業廃棄物に対する理解が無い。産業廃棄物即有害ですよと言って心配をしている。予算のこともありますが、年何回かはPR版が発行出来ないでしょうか。

田中 山村さんに申し上げたいのですが、私たちは、報道に対して全く受け身です。私たちの良いところをPRする機会がありません。もう少し我々業者はこういう気持ちですよ、行政はこういう気持ちですよといったようなPRをしていただけないでしょうか。

山村 本年は、そうしたPRにより一層我々の目標達成ができるよう努力致したいと思います。

司会 最後になりましたが、適正処理委員長の田中さんに今年の抱負をお願いします。

処分場建設は地元自治体との共存共栄の方向で

田中 新年早々ではありますが、苦言を事務局に申し上げます。専務、常務は行政室からの就任で、現況はお分りにならないことがありますかと思いまので現況について申し上げます。どの新聞にも、各種の報告書等でも、岐阜県の処分場の残容量について報告がなされておりません。一般の方は、1、2年位しか持たないと言われておりますが、そうではありません。T社を除いては、すでに残容量は全く皆無に等しい。今、現在はT社に処分をお願いしています。そういう大変厳しい現実であり、危機感を抱いていることを先ずもってご認識願いたい。当然、T社も処分場は無限ではありませんし、T社がリミットオーバーしたときには、どういう現象が起きるかということを想像してみて下さい。仮に1軒の家で、いまは大部分が水洗になっておりますが、トイレが満杯になったときどういう現象が起こるかを想像して見て下さい。

方法は2つあります。県外へ運ぶか不法投棄か、選ぶ道は2つしかありません。我々は過去にも

自主パトロールを何回か行なって来ました。我々が自粛のために自ら衿を正さなくてはという運動を展開して参りました。こころ無い1人のために自分たちの信頼を失わないように努力して参りました。もう1点は、私たち環境保全協会員として8年目に入りますけれども、私は、適正処理委員長として終始一貫共同処分場の件に常に触れて参りました。我々は7年前から共同処分場をつくるなくてはならないと声が枯れる程大きな声で叫んで参りました。ようやくにして、平成8年度から「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」が出来ることになりました。私達委員会では東濃・西濃・中濃地域に処理施設をつくりたいということが念願でございます。幸いにして、T処理場建設につきましては今、許可権者の英断を待っております。即刻許可をいただき岐阜県の産廃処理の発展を図りたいと思っている次第でございます。先ず、T処分場が出来れば、その次にS・Iという候補地もございますが、残念なのは地元の理解の問題でございます。窓口が町村ですので、我々としては非常にやり難い面もございます。私の言いたいのは、共同処分場はこれからは公共関与による施設



田中一郎 氏

になると思うということです。大事なことは、ギブアンドテイクで処理施設をつくる町村にたいしては、勿論我々も負担金を出し、県からも補助金をいただいてお互いに共存共栄で実施して行きたいと思っていると

いうことです。私は、終始一貫して共同処分場を建設することが大前提であると唱えています。

司会 ただ今、田中さんから産廃処理問題の1番核となるのは最終処分場ではないかというご意見でございました。処分場については、何回となく議論がなされてきたというお話がありましたが、共同処分場構想と「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」構想の考え方をイコールと考えてよいので

しょうか。

田中 考え方は同じだと思います。T処分場は東です。仮に財団がつくる場合に東濃か西濃かは分かりませんが、県では、今、99市町村にアンケート調査を行なって選択されるようですが恐らく1町を除いては手を挙げないだろうと思います。しかし、その中で具体的な計画はあります。その町長さんは受け付けていただけると思いますし、その関連性について第1はTであり、第2はその次に来ると思います。Iについては、今、仮定する段階ではございません。順序としてTは即許可を頂きたい。「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」が実施するものは、4月には発足しますからそこで早く検討をしていただきたい。

司会 「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」での最終処分場の設置とすることで話しをしてゆけばよいのでしょうか。今迄は地球環境村構想が無かったので処分業者だけの集まりの共同処分場という考えでした。今度の「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」での構想は、県、市町村、排出事業者、処分業者も含めた三位一体でつくる事を県は考えておられます。そういうことで当協会としても、東濃、西濃、中濃を「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」で進めるように力を入れて協力していきたいと思います。

水谷 処分場の問題は全く急迫しておりますし、いくら財団でつくるといわれても簡単には出来ないだろうと思います。

司会 当協会においては、産業廃棄物対策基金を造成するときには、すでに、共同処分場をつくることを議論しており、共同処分場計画が「財団法人地球環境村ぎふ（仮称）」の設立によって、推進されることになりました。共同処分場建設計画は環境保全協会での長年の念願でしたが、これは県がこのたび企画された計画として今後は考えていかなければならぬと思います。

田中 本音を言いますと、私達は長年かけ共同処分場建設の受け入れ町村と交渉し、検討を重ね、

特 集

それをその都度協会の事務局及び役員会にも報告してきたのにそのことが記録として残されないまま、今日に至っておりますが、引き続きいまもなお、交渉を続いていることだけはご了知いただきたい。



坪内全治 氏

司会 この事については、今迄環境保全協会で計画されてきた共同処分場計画と県の計画がイコールになっています。共同処分場というのは、県、市町村、排出事業者、産廃許可業者によってつくられるものであり、県は財團も含めて4者で共同処理を考えておられます。我々としては4月から発足するこの「財團法人地球環境村ぎふ（仮称）」の設立に大いに期待しまして次のテーマに移りたいと思います。昨年は不法防止連絡協議会も発足し、パトロールも行なわれました。また、自主パトロールも行ないましたが、今年もなにか出来ないでしょうか。

田中 それは当然です。自主パトロールも継続して実施したいと思います。

山村 自主パトロールを行い自助努力することによって業界のイメージアップを図っていきたい。

司会 それではここで先ほどから話題になっております「財團法人地球環境村ぎふ（仮称）」がいよいよ本年4月に設立されますが、この財團に対し環境保全協会として何を要請していくのかお話し合いを願いたいと思います。

水谷 先程からの話のよう、処分場の問題はなかなか大変な問題であります。だから西濃の処分場についても早くG.O.を出してもらうことを待っている状態であります。県は財團を作つて対応しようと計画されております。設置までは財團で、あの運営は我々業者に任せてもらうことを基本とすることをお願いしたい。

田中 今、水谷さんの言われた運営管理は、我々専門家が行います。終始一貫言われて来たことが

途中から抜けてしまっている。

水谷 だから、財團の指導のもとに、全てをクリアしてもらうのが初めの基本的な考え方であります。

山村 そういう事を大声で叫びましょう。

司会 いわゆるメンテナンス、維持管理面は業者に任せて貰いたいと言うことですか。

水谷 そうです。収集運搬業者も我々業界の中におられますから、我々業者が集まって運送業者のように運んでもよい。要は、業として成り立てよいのですから、それだけは考慮していただきたい。

司会 その外何かありませんか。

清水 くどいようですが、処分場の問題は極めて逼迫しておりますから4月、年度当初の発足と同時に精力的に実現に向かって推進をしていただくようお願いします。

田中 あくまでもきれいごとではなく、我々の死活問題です。

水谷 要は、環境保全協会で何を財團に要請していいたら良いのか、ハードの面は財團で、ソフトの面はそれぞれの業界でと言ことならば業界の輪を広げて要請して行かなければならないと思います。

司会 例えば施設を見ても、最終処分場だけでなく中間処理施設として、脱水・焼却・破碎・溶融施設等併せて建設していただき、一般廃棄物も産業廃棄物も、一緒に合わせて、処理できるハードの施設についてどういうものを要請していくのか、検討する余地があると思います。その上でそれぞれの分野でソフト面についても要請していくということですね。

田中 職務分担して、いまは埋め立てが主目的でなく、やはり県が要請をしている分別作業、減量化作業、焼却施設等すべての維持管理面をそれぞれの専門業者、業界に任せて欲しいという事です。

清水 当然埋め立て処分場、リサイクル、及び中間処理と総合的にお願いしたい。

司会 県には特に5原則のハード面をやって頂きたい。ソフトの面をそれぞれ一般廃棄物処理業者とか、県内産廃業者に任せて下さいという事ですね。

水谷 その通りなのですが、最終処分場は何処に設置されるのか、交通等利便の良い処なら、焼却炉、破碎等もその地域で出来ます。具体的に言いますと西濃地域なら、大野町の座倉、養老町にも施設はあります。そういう処では焼却し、破碎し灰がでてきます。そうしたものを総合的に考え地球環境村のなかへ組み入れて頂くと良いと思います。或いは、一般廃棄物も一ヵ所に集約しまして、分別してリサイクルするとか、各施設につきましてもスケールメリットを考え効率的な運営が出来ると思います。

司会 一貫した効率の良い施設を5原則のもとに作って頂きたいということですね。その他何かありませんか。

それぞれの処理業界が一体となって協調発展する体制の確立を

清水 余談ですが資料によると、「財団」の業務については若干今後協議する余地があると思います。地球環境村には、岐清協さん、岐環協さんが入っておられない。これは、なんとか皆さんにも入って頂いて、岐清協・岐環協・岐産協がお互いに出来る範囲で協力し合って一体となってやっていけるよう折角の「財団法人地球環境村ぎふ(仮称)」が発足するのですから、やはり民間あつての行政ですから、ご配慮頂きたいと思います。

司会 今、言われたように産廃も一廃も廃棄物を扱っている業者及び業界が一体となってやっていけるような廃棄物処理センターを考えていってはどうでしょうか。

清水 リサイクル一つ取ってみても、産廃だけがリサイクルでなく、一廃のリサイクルもあるわけです。ですからそれぞれの業界に声を掛け合ってお互いに協力し合って行く体制が必要ではないでしょうか。

水谷 廃棄物処理を総合的に考えていただき、現在の既存の業者を清水さんが言わされたようにすべて取り込んでいただきて一体となって出来るようご検討願いたいと思います。

山村 同感です。関係者の方が仲良く協力し合う、そうすれば円満に処理していくことができると思います。

司会 関係者が一心同体となって、餅は餅屋でそれぞれ専門分野にお任せ下さいということですね。その他何かありませんでしょうか。

田中 今迄、5、6年かかってようやく本年4月から「財団法人地球環境村ぎふ(仮称)」が発足しようとしております。事業目的の早期実現化を図って頂きますよう期待しております。

清水 田中さんが言わされたように、早く何とかしないと県外処理か、不法投棄ということになります。県外処理も問題があります。5原則があるわけですから安定的処理の確保を精力的に推進していただくようお願いいたします。

司会 その他何かありませんか。…ないようすで、これで座談会を終わります。

本日は、短い時間ではありましたが、色々貴重なご意見、ご提言を賜り有難うございました。今後とも皆様方のご指導ご助言を賜りながら、協会発展のため、ひいては岐阜県知事が提唱しておられます「日本一住みよい岐阜県づくり」のために邁進していきたいと思いますので、今後ともよろしくご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

(文責・林)

平成7年度第4回理事会を開催

12月14日午後2時から岐阜市内「ホテル十八楼」において平成7年度第4回理事会が開催されました。

この理事会では、平成7年度の補正予算、基金増額に対する基金制度検討委員会設置の規程の改正、基金制度委員会の構成、及び新規加入会員の承認について審議されました。追加議案として産業廃棄物処理に関する社会的認識を高めるための提案がなされ、提出された議案は次のとおりでいずれも原案どおり承認されました。

基金制度検討委員会を設置

12月14日開催の理事会において、基金制度検討委員会が新たに設置され、委員として次の方々が承認されました。

委員会	氏名(五十音順)	備考
基金制度 検討委員会	石丸 繼治	賛助会員・理事 岐阜県メフキ工業組合理事長 東明ライトメタル㈱ 代表取締役
	後藤 利夫	賛助会員・理事 岐阜県家庭紙工業組合理事長 株後藤鉄工所 代表取締役
	鈴村 兼利	正会員・理事 平成篠道(有) 代表取締役
	清水 道雄	正会員・理事 笠置産業㈱ 代表取締役
	田中 一郎	正会員・理事 日本環境㈱ 代表取締役会長
	水谷 重雄	正会員・理事 日興土木㈱ 代表取締役
	山村 けい	正会員・理事 山村碎石㈱ 取締役

第3回広報編集委員会を開催

11月8日午前10時30分から「レストランフジ」で第3回広報編集委員会を開催しました。

当広報編集委員会では「ぎふ保全協会報第26号」の編集方針について、次の検討が行われました。

- (1) 特集として、「新春委員長座談会」を企画、開催すること。
- (2) 県環境整備課のご指導により最近の事例による産業廃棄物関係のQ & Aを掲載すること。

- 第1号議案 平成7年度一般会計補正予算(案)
について
- 第2号議案 平成7年度岐阜県産業廃棄物対策基
金特別会計補正予算(案)について
- 第3号議案 社団法人岐阜県環境保全協会委員
会規程の改正(基金制度検討委員会の設置)について
- 第4号議案 基金制度検討委員会委員の構成に
ついて
- 第5号議案 新規加入会員の承認について
- 第6号議案 産業廃棄物処理に関する社会的認
(緊急動議) 識を高めるための意見広告について

岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会空からパトロールを実施

平成7年10月31日午後2時から1時間にわたり、岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会メンバー5名が、岐阜県防災ヘリコプター「若鮎」で空から東濃地方の野焼き、タイヤの野積み等をパトロールしました。



産業廃棄物関係業務研修会開催

平成7年11月1日13時30分から「岐阜県民ふれあい会館」において、本協会主催による「産業廃棄物関係業務研修会」を会員を対象に担当者等80人の出席をえて次の研修テーマについて開催しました。

- ・ 「産業廃棄物の現状と課題について」岐阜県環境整備課磯貝産業廃棄物係長より、岐阜県「地球環境村」推進構想(案)外3項目について

- 「岐阜県環境基本条例について」岐阜県環境管理課堀部課長より同条例のあらましと、「岐阜県環境影響評価条例」のあらましについて
- 「心の健康と安全について」東芝EMIライブカンパニー株丹下支店長より現代人の「ストレスの解消」について、クラシック音楽によるBGM効果について等

厚生省生活衛生局長感謝状贈呈される

10月24日(火)福島県郡山市ユラックス熱海において開催された「第8回廃棄物と生活環境を考える全国大会」において次の会員の皆様に栄えある局長感謝状が贈呈されました。長年にわたるご苦労、ご功績が認められたもので心からお慶び申し上げます。

理事 粥川 長司氏 (株粥川商店代表取締役)
理事 山村 けい氏 (山村碎石株取締役)
監事 春田 文夫氏 (株春田ケミカル代表取締役)
当大会には、粥川理事、林常務理事が出席しました。

平成7年度第2回 空き缶ノーポイ・キャンペーン実施



10月4日大垣市鶴見町タマコシ地内において平成7年度第2回空き缶ノーポイ・キャンペーンが実施され、県衛生環境部広田次長、金田大垣保健所長、高橋大垣市環境部長等の出席をえて、ゴミ袋等を配布し、啓発普及活動を展開しました。

当協会からも、林常務理事、大谷書記が参加しました。

「地球環境まつり'95」盛大に開催



平成7年10月14日恵那市文化センターにおいて、「地球環境まつり'95」が、リサイクル社会の定着をテーマに、岐阜県・岐阜県環境美化推進連絡協議会主催で開催されました。

当日は、好天に恵まれ2万人余の参集をえて式典、講演、楽市楽座等盛り沢山な行事で地球環境問題をアピールしました。当協会もまつりに協賛し、会員の皆さんにはご参加ご協力をいただきご苦労様でした。

ラブ・アースぎふ県民運動推進大会開催

11月11日(土)「県民環境の日」に岐阜県主催による「ラブ・アースぎふ県民運動推進大会」が、岐阜グランドホテルロイヤルシアターにおいて盛大に開催されました。

大会では、環境保全功労者表彰と活動事例紹介、ラブ・アースぎふテーマソングの発表、大会宣言、「ラブ・アーストークショー」等々多才な内容で有意義な大会でした。

もうお済ですか? 最低資本制度への対応

商法等の一部を改正する法律が、平成2年6月29日に公布され、平成3年4月1日から施行され

ました。

この改正法は、株式会社にはじめて最低資本金制度を導入するとともに有限会社の最低資本金額を引き上げるという内容を含むものです。

施行日から5年間の、企業の最低資本金制度の猶予期間が、平成8年3月31日をもつて終了します。

会員の皆さんはもう対応はお済ですか？

株式会社は1,000万円以上、有限会社は300万円以上の最低資本金を満たしていることが条件で

す。期限までに要件を満たすことが出来ない場合は、官報に公告された2ヶ月以内に増資を行うか、組織変更（株式会社で資本金が300万円以上あれば、有限会社への変更の登記も可）を行わなければなりません。この2ヶ月を経過しても法的な規定を満たさない場合は、法定解散に追い込まれ、強制的「清算会社」扱いになります。お忘れのないように、一度確認をおすすめします。

新規加入会員の紹介

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
丸高産業 0575-593-0689	常務取締役 長谷川忠男	〒607 京都市山科区大字古海道町22-10	

ぎふスズラン国体（第15回国民体育大会冬季大会スキー競技会） 2月20日～23日に開催

「ぎふスズラン国体」は、96年2月20日(火)～23日(金)の会期で、大野郡朝日村・鈴蘭高原一帯（スキー競技会）、久々野町・あららぎ湖畔（バイアスロン競技会）で開催されます。大会には、選手団2,400名をはじめ、大会運営関係者、観察員、報道関係者等合わせて5,700名の参加が予定され、岐阜県では27年ぶりに開催される国体として、成功へ熱い期待が寄せられています。

21世紀を拓く V.R.World'96Gifu

会期=1996年3月1日～3月3日

会場=岐阜市文化センター（岐阜市金町5-7-2）他

主催=V.R.World' Gifu 実行委員会

入場料=無料（交流会は会費制）

[同時開催：マルチメディアグランプリ Gifu'96]

連絡先 (株)V R テクノセンター TEL0583-71-4070



産業廃棄物最終処分場 自主巡回パトロールの実施結果について

当協会では環境衛生週間(9月24日～10月1日)事業の一環として、適正処理委員会の田中委員長をキャップとし、委員10名が3班編成で延べ3日間、県内の最終処分場10ヵ所(管理型5ヵ所、安定型5ヵ所)へ自主巡回パトロールを実施しましたので、その結果を報告します。

1. 実施状況

実施期間	パトロールカ所	人数
9月26日	4ヶ所(西濃地区) 管理型3、安定型1	5人
9月27日	4ヶ所(岐阜地区) 管理型1、安定型3	6人
9月28日	2ヶ所(東濃地区) 管理型2	6人

2. パトロール方法

次に示す「産業廃棄物パトロール検査表」に基づき各委員の方に採点をして頂いた。

産業廃棄物パトロール検査表(最終処分場)

検査項目	
維持管理	①みだりに人が立ち入りするのを防止するための囲いは、適切に設置されているか。
	②産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札等は、適切に設置されているか。
	③切土面に異常はないか。
	④産業廃棄物の飛散防止のため、即日覆土、中間覆土は、適切に行われているか。
	⑤搬入道路、場内道路は清潔か。
	⑥雨水排水路に損傷、土砂堆積はないか。
	⑦最終処分場の外に悪臭が発散していないか。
	⑧ねずみが生息し、及びか、はえ、の他の害虫が発生していないか。
	⑨消火設備が整備されているか。
	⑩洗車ピットの污水は適正に処理されているか。
管理型・暫定型	⑪しゃ水シートが破損し、しゃ水効果が低下するおそれはないか。
	⑫浸出液処理設備の稼働状況に異常がなく、放流水等に異常(色、臭気及び水わたの発生等)はないか。
	⑬擬集剤等の貯留量は十分か。

維持管理	④ガスの発生に異常はないか。
	⑤集水ピット及び流量調整槽に土砂が堆積していないか。
	⑥産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等は、亀裂、破損等異常はないか。
処理基準	①廢プラスチック類、ゴムくずは、最大径15cm以下に破碎若しくは切断等を行い、埋め立てられているか。
	②ばいじんは、あらかじめ大気中に飛散しないよう梱包等必要な措置が講じられているか。
	③有機性汚でい等廃棄物は、埋め立てる一層の厚さが、おむね3m(40%異常が廃棄物である場合は、50cm)以下とし、一層ごとに中間覆土が50cm行われているか。

3. 考察

①の最終処分場にはみだりに、人が立ち入ることを防止する為に周囲に囲いを設けることになっているが、これは各処分場とも100%実施されていた。

②の産業廃棄物の最終処分場であることを表示した立札等も100%設置されていた。

⑦の悪臭発散はどこの処分場でも見られず、良好であった。これはパトロール時期が9月でもあったせいかと思われるが、特に、湿度の多い梅雨どきには注意を要する。

⑨の消火設備が整備されていないところが、約80%も有り、特に引火性の産業廃棄物を取り扱う所は注意を要する。

又、管理型処分場では通常可燃ガスの発生を伴うので、ガス抜き管などの設備が設けられているが、万一に備え消火設備を設置するよう心がける必要がある。

⑩の洗車ピット污水が適正に処理されていない所が約80%あり、処分場へ搬入するダンプ等は泥土等で車両が処分場周辺の公道を汚し苦情が出ないように洗車設備を設け、ピット污水を適正に処理する必要がある。

平成7年版環境白書について

岐阜県衛生環境部

○はじめに

環境白書は、岐阜県環境基本条例第9条の規定により、岐阜県における公害及び自然環境の現状（平成6年度）と環境保全に関する施策（平成6年度および平成7年度）をとりあげたもので、昭和47年に公害白書として刊行して以来、24回目となるものです。

○白書の構成

今年度の白書の構成は、次のとおりです。

第1部 総説

（国の動向、県の動向、県の環境の概況、環境保全対策の総合的推進について記述）

第2部 公害の状況及び公害の防止に関する実施した施策

（平成6年度の公害の状況及び公害の防止対策、公害の苦情、公害の防止に関する調査研究等について記述）

第3部 自然環境の状況及び自然環境の保全と活用に関する実施した施策

（平成6年度の自然環境の状況とその保全対策について記述）

第4部 平成7年度において実施しようとする環境保全に関する施策

（平成7年度の環境保全施策について記述）

○概要

今年度の白書の概要は、次のとおりです。

〔現況〕

岐阜県における環境の状況は、公害防止対策や自然環境の保全対策など環境保全対策が推進された結果、全般的には良好な状況で推移しています。

しかし、近年の都市化の進展や生活様式の変化に伴って、生活排水による河川の水質汚濁、カラオケ、クーラー等の近隣騒音、自動車交通公害の増大とそれに伴う大気汚染や騒音の発生、増加する廃棄物などの都市・生活型公害が問題になるとともに、県民の環境に対するニーズも高度化し、快適で潤いのある環境を求めるようになってきています。

さらに、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、

県は昨年11月、岐阜県環境白書を刊行しました。この白書は、岐阜県環境基本条例第9条の規定により、岐阜県における公害及び自然環境の現状と環境保全に関する施策を取り上げたもので、今回で24版を数えました。

（環境白書に関する問い合わせは岐阜県衛生環境部環境管理課 電話058-272-1111・内線2568）

海洋汚染などの地球環境問題といわれる環境悪化が顕在化してきています。

こうした近年の環境問題は、複雑かつ多様化しており、県民、事業者及び行政が一体となった地域レベルでの取組が解決に不可欠となっています。

このような環境を取り巻く情勢から、環境基本法の理念に沿い、環境保全対策に関する基本的な事項を定めた「岐阜県環境基本条例」、開発に伴う環境汚染を未然に防止していくための環境影響評価を制度化した「岐阜県環境影響評価条例」が制定されました。

〔対策〕

平成7年3月に制定された「岐阜県環境基本条例」に基づき「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指して、健康によい豊かで快適な環境を保全及び創出していくための各種施策を展開していくこととしました。

これから環境保全対策としては、快適な環境を保全・創出するため、これまで講じてきた環境保全対策の充実・強化を計っていくことはもとより、都市・生活型公害対策の推進、地球環境問題への取組などを長期的視点に立って、総合的に展開していくことが必要となっています。

県では、これらのことに対応するため、21世紀に向け、環境行政を総合的・計画的に推進していくための『岐阜県環境基本計画』及び県民、事業者、行政が地球環境保全に取組む際の行動指針となる地域行動計画『ぎふアジェンダ21（仮称）』の策定について検討を進めているところです。

なお、本白書は、岐阜県公害防止協会（県庁衛生環境部環境管理課内）において1部1,500円で販売しています。

産業廃棄物に係る疑義回答について

岐阜県環境整備課

関係業者等から行政に寄せられた疑義のうち、件数が多かったもの、周知が必要なもの等をまとめましたので業務の参考にしてください。

産業廃棄物の定義

Q：土砂等の廃棄物でない物にコンクリート破片等の建設廃材が混入した物は産業廃棄物となるか。

また、混入率による判断基準はあるか。

A：土砂と産業廃棄物が混合し、分離ができない物は全体として産業廃棄物となる（最大粒径・混入率等による判断基準は設けられていない）。

Q：生コンミキサー車に残っている（又は付着している）生コンは、工場で洗浄されて沈殿後に汚泥の状態で排出し乾燥（固化）させているが、この固化物は、産業廃棄物のどの区分に該当するか。

A：厚生省通知によると、不要となった時点の性状で判断することとなっている。従って、原則として「汚泥」となる。

なお、ミキサー車から直接排出し固化されたものは「ガラスくず及び陶磁器くず」として扱って差し支えない（この固化された廃棄物の処理業者は「建設廃材」ではなく、「ガラスくず及び陶磁器くず」に係る品目の許可を取得している必要がある。）。

Q：大理石くずは産業廃棄物の「鉱さい」又は「ガラスくず及び陶磁器くず」のどちらに該当するのか。

A：「ガラスくず及び陶磁器くず」（安定型産業廃棄物）として扱って差し支えない。

Q：廃アルコールは産業廃棄物の廃油又は廃酸のどちらに該当するのか。

A：廃油に該当する。

Q：特定有害産業廃棄物の定義で、「廃P C B及びP C Bを含む廃油」とあるが、どの程度P C B

を含めば特定有害産業廃棄物である「P C Bを含む廃油」となるのか。

A：P C Bは、生物濃縮も懸念されるので、廃油中からP C Bが検出されれば「P C Bを含む廃油」とみなす。

ただし、検出限界については、廃油からの検体調整の公定法がないことを考慮し、その都度協議することとする。

Q：医療機関等から排出される廃棄物が、感染性廃棄物かどうかを判断する基準はあるか。

A：「感染性廃棄物処理マニュアル」に定義・具体例が示されているが、その他のものについては医師等の専門家が判断することとなる。

なお、滅菌等が行われて感染性を消失させたものでも、外観上変化が生じていないものは、感染性廃棄物として扱うことが望ましい。

処理基準・委託基準

Q：工作物の撤去事業によって発生する石綿水道管、石綿スレート等は特別管理産業廃棄物に該当するか。

また、これらの廃棄物を破碎処理することは認められるか。

A：石綿水道管、石綿スレート等はセメント等により固型化され、石綿が飛散しない状態となっているので特別管理産業廃棄物には該当しない。

ただし、撤去又は処分する場合には、不必要な切断・破碎を行わず、また、散水を行うなど飛散防止に努める必要がある。

なお、これらの廃棄物を破碎処理することは飛

散防止の観点から適当でない。

Q：舗装補修等で生じる廃アスファルト・コンクリート塊を埋立処分する場合には、安定型処分場で処分しても差し支えないか。

A：舗装補修等で生じる廃アスファルト・コンクリート塊は「建設廃材」と考えられるので、安定型処分場で処分して差し支えない。

ただし、廃アスファルト・コンクリート塊は再生骨材、再生加熱アスファルト合材として再生活用することが望ましい。

Q：建設廃材であれば該当工事現場内に埋立処分しても差し支えないか。

A：建設廃材の工事現場内埋立処分でも、当然処理基準（区画、覆土、表示等）が適用され、3000m³以上の場合は設置許可を要する。

ただし、当該建設廃材を破碎するなどして、有価物とし、造成材や路盤材として使用する場合は処理基準が適用されない。

Q：土木建築工事に伴って発生する伐根、伐採樹木等の自然由来の物の処理はどのように行うべきか。

A：土木建築工事に従って発生する伐根、伐採樹木等は産業廃棄物には該当しないが、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」であれば一般廃棄物に該当する場合がある。

この場合には、排出者が自ら処理するときに限り一般廃棄物の処理基準が適用されないが、焼却炉での処理等、できる限り一般廃棄物の処理基準に従って処理することが望ましい。

Q：建設木くずを自己処分として焼却する場合の基準及び手続きはどのようなものか。

A：建設木くず等焼却できるものは努めて焼却処分を行い、減量化してから処分する必要があるが、その場合には焼却設備を用いて焼却しなければならない。

なお、焼却炉の構造は自己処分かつ処理能力が5t／日以下であれば、簡易な構造でも認められ、設置にかかる手続きも不要である。

処理能力が5t／日を超える場合は、事前協議・設置許可申請は必要であるが、地域住民の同意は不要である。

Q：収集運搬業者と処分業者がそれぞれ別の業者の場合、排出者は産業廃棄物処理の委託を収集運搬と処分を一つの契約書をもって締結（3者契約）してもよいか。

A：排出者は、収集運搬業者及び処分業者それぞれと書面によって契約を締結する必要がある（2者・2者契約）。

産業廃棄物処理施設

Q：政令第7条の産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断する対象の「埋立処分の用に供される場所」とは、管理事務所、浸出水処理装置等の付帯施設を含めたものか又は実際に廃棄物を埋立てる場所のことか。

A：実際に廃棄物を埋立てる場所のことである。

Q：産業廃棄物を焼却する場合には処理基準が適用され、「焼却設備を用いて焼却」しなければならないが、「焼却設備」とはどの程度のものをいうのか。

A：一定規模を超える焼却設備を設置する場合には設置許可を要し、その許可基準としては省令で
• 800℃以上で焼却できること
• 供給空気量が調整できること

等が定められているが、詳細は指導要綱に基づく構造指針に定められている。

なお、一定の規模未満の焼却設備を設置する場合には設置許可が不要であり、自己処分用であれば指導要綱の構造基準も適用されないが、この場合でも「燃焼室」を備えたものである必要があり、周囲を囲っただけのものは焼却設備とは認められない。

処理業の許可

Q：産業廃棄物処理業の許可の更新時に届出が済んでいない変更事項がある場合に、変更届出書を

別途提出する必要があるか。

また、新たに取扱品目・処分方法の追加がある場合に変更許可申請を兼ねた更新許可申請は認められるか。

A：更新時に変更届出書を別途提出させる必要はないが、変更事項の新旧を明記して更新許可申請を行う必要がある。

なお、変更許可申請を兼ねた更新許可申請は認められないので、それぞれ手数料を納付して申請する必要がある。

Q：特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得している場合、同じ品目であれば普通物も併せて取り扱うことは可能か。

A：同じ品目であっても、特別管理産業廃棄物と普通物を扱う場合は、両方の許可を要する。

ただし、許可講習は、特別管理産業廃棄物にかかる講習を受講していれば、普通物にかかる講習を受講したとみなされる。

Q：平成4年7月3日以前の産業廃棄物処理業許可証の許可期限は5年間になつてないが、正しい許可期限はいつか。

A：平成4年7月3日以前の産業廃棄物処理業許可においては、許可証に記載の許可期限にかかわらず許可日から5年間が許可の有効期限である。

Q：廃タイヤの処理を業として行う場合にはどのような手続きが必要か。

A：一般消費者から排出される廃タイヤは、タイヤ販売店等が廃棄物として料金を受領して引取る場合は一般廃棄物となり、料金を受領せず下取りとして引取る場合はタイヤ販売店等が排出する産業廃棄物になる。

従つて、業として廃タイヤを処理する者は、通常は一般廃棄物処理業と産業廃棄物処理業の両方の許可を要する。

ただし、処理業の許可に代わって、それぞれ「広域再生利用指定」を受ければ許可不要となる。

社団法人岐阜県環境保全協会会員の皆様だけのお値打ちプラン

平日企画

世界の豪華料理が勢ぞろい アルメリアバイキングディナー食べ放題

お一人様・一泊二食

11,000円

(税別・サ込) (4名様以上)

長い夜はパブリックでお楽しみ下さい。

1F ナイトクラブ「ガルサブランカ」

外人タレント15名による
SHOW TIME
PM9:30より連日開催

BF カラオケルーム「オズ」

14F スカイラウンジ「ムージカ」
下呂唯一の JAZZ SHOW TIME開催
夜景スポット



湯の森
アーモンドナチュラル
Eco Paradise

ジャグジー・サウナ・ボディ
シャワーを兼備えたクア・
カーディナル「湯の森」



下呂の町を一望できる
総ヒノキ造り露天風呂
「花見月の湯」

下呂駅までお迎えにまいります。
是非この機会にお越し下さい。
15名様以上の団体も受け付けております。



国際観光旅館
ホテルくさかべアルメリア
名古屋(052)201-1300
担当:今川・井村

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」に関して岐阜県衛生環境部長から通知がありましたので以下会員の皆様にお知らせします。

環整第42号
平成7年12月1日

社団法人 岐阜県環境保全協会様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

岐阜県衛生環境部長

のことについて、厚生省生活衛生局水道環境部長及び同部産業廃棄物対策室長からの通知に基づき、別添写しのとおり各保健所長に通知しましたのでご承知願うとともに、貴協会員に対して内容を周知願います。

なお、廃自動車等の収集運搬、解体・選別及び処分を行う者に対して、厚生大臣認定の新規許可講習の受講を指導してください。

(写)

環整第42号
平成7年12月1日

各保健所長様

衛生環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

のことについて、厚生省生活衛生局水道環境部長及び同部産業廃棄物対策室長から別添のとおり通知がありましたのでご承知願います。

なお、上記の厚生省通知にかかわらず、当県においては当分の間、次のとおり運用することとしますので、関係者に対する指導をお願いします。

記

- 1 廃自動車等の収集運搬、解体・有価物回収、処分については「市況の変動等により、一時的に排出事業者から処理料金を受領している場合

には、直ちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続きを要するものではない」との認識で、許可等の取得を指導していないところですが、今後、市況の動向次第で、恒常に処理料金を受領する事態が想定されるため、現在、廃自動車等を取扱う業者に対する指導方針（産業廃棄物処理業の許可対象とする又は再生利用の指定対象とする等）について検討中であります。

そこで、貴職においては、管内の該当業者を

把握し、次の事項をあらかじめ指導してください。

(1) 廃自動車等の収集運搬及び解体・選別（手作業によるものに限る）を行う者（いわゆる自動車解体業者等）に対しては厚生大臣認定の収集運搬業新規許可講習を、廃自動車等のプレス、切断、破碎業者等に対しては厚生大臣認定の処分業新規許可講習を受講する必要があること。

(2) 廃自動車等の処理を行う者に対しては、平成7年7月3日付け環整第140号部長通知「シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別について」に基づき指導すること。

なお、指導にあたっては特に下記事項に重点を置いて指導すること。

- ア 施設の周囲には匂いを設けること。
- イ 作業床面はコンクリート構造等の液状物浸透防止構造とすること。
- ウ 排水路及びオイルトラップを設置すること。

2 シュレッダーグラストの処理を行う場合の許可証の表示は、厚生省通知にかかわらず次のとおりであること。

(1) 新たに安定型処分場で廃プラスチック類等を埋立処分する場合の許可証には、「廃プラ

スチック類（自動車等破碎物を除く。）」等と記載する予定であること。

(2) 既存処分業者から申出があった場合でも「廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）又は「廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）」等の表示への書き換えは行わないこと。

(3) 収集運搬業者の許可証には、新規、既存にかかわらず、（ ）書を行わないこと。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が別添官報のとおり改正され、平成7年4月1日から施行されたが、厚生省通知にかかわらず、当分の間は従来の様式（B列）で申請等が行われても受理して差支えないこと。

4 今回の特別管理産業廃棄物の拡充に伴う特別管理産業廃棄物管理責任者の設置については、平成8年3月31日まではその資格の取得は猶予されているが、該当者に対してはすみやかな資格取得を指導すること。

5 今回の特別管理産業廃棄物の拡充に伴い、新たに特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得する必要が生じた者に対しては、特別管理産業廃棄物の新規許可講習を申請の日から1年以内に受講する旨の誓約書を添付して許可申請できること。

マニフェスト購入の手続きについて

マニフェストの使用は、最近、非常に多くなってきており、法律上義務付けられている特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用は当然のこととしても、現在のところ行政指導として行われている特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に係るマニフェストの使用を、さらに拡大していくたいと努力しております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

マニフェストの購入は、本協会で次のように行っております。

記

1. 現金にてご購入の場合

現金での購入は、当協会事務所へお越しの場合のみに行います。この場合、現物と引替え払いにて所定の領収書を発行します。

2. 振込みにてご購入の場合

マニフェストを購入される際に、当協会発行の郵便局の「振込通知票」をお渡ししますので、これにより、必ず、マニフェストを購入された月の翌月の10日までに郵便局へ振り込んで下さい。(この場合振込み手数料は当協会が負担します。)

3. マニフェスト送付希望の場合

遠隔地等で当協会へ出向くことが出来ない方は、次頁の申込用紙をコピーし、必要事項を記入の上、FAX送信により当協会へ申し込んで下さい。申込用紙が到着次第、宅急便にて送りますが、送料は着払いとさせて頂きますので、購入者でご負担をお願いいたします。代金の支払は「振込通知票」を同封いたしますので前掲載どおりお願ひいたします。

【マニフェストの領布価格】

マニフェストの種類	単 価	価 格
産業廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(5枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円
感染性廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
感染性廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円

【マニフェスト購入申込先】

〒500 岐阜市薮田1-11-12 水産会館内
 (社)岐阜県環境保全協会
 TEL058-272-9293 FAX058-272-6764

「マニフェストシステムがよくわかる本」が出来ました



この度、社団法人全国産業廃棄物連合会にて、マニフェストシステムの一層の普及促進を図るために、特別管理産業廃棄物を含むすべての種類のマニフェストの使用について分かり易く説明した小冊子「マニフェストシステムがよくわかる本」が作成されました。産業廃棄物処理の流れ・産業廃棄物の種類・マニフェストの種類・記入の仕方などが、絵や図により説明されています。ご希望の方は、下記までご連絡下さい。

(本協会員は無料、その他は1冊100円でお分けします。)

(社)岐阜県環境保全協会

TEL058-272-9293

(担当: 井上)

*No. _____ ~ _____

*No. _____ ~ _____

マニフェスト購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(1箱=100セット入)

区分	単価(円)	数量(箱)	備考
産業廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(5枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		
感染性廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
感染性廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		

平成 年 月 日

*支払 方法	振込 No
	現金
	*整理

住 所 _____

会社名 _____

代表者又は _____

取扱責任者 _____ ㊞

電話番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

—会員の皆様へ—

産業廃棄物業務功労従業員の推薦を

受け付けは1月25日(木)まで

協会では、毎年3月の通常総会の席上で、会員又は、その従業員等で産業廃棄物関係業務に功労のあった者の表彰を行っています。

この表彰の従業員の功労に関しての表彰基準は、以下のとおりですので、会員におかれでは、それぞれの会員企業の従業員（団体加入の賛助会員にあっては、その団体の構成員企業の従業員）で表彰基準のいずれかに該当する方がおられれば、ご推薦くださるようお願いいたします。

なお、ご推薦にあたっては、1月25日までに予

め、当協会事務局へご連絡ください。

表彰基準（抄）

1. 産業廃棄物業務に通算15年以上従事した者、若しくは50歳以上の者であつて生活環境保全に尽力し、他の模範となる者
2. 産業廃棄物業務について創意工夫を行い、業務能率の増進に寄与した者
3. 重大な灾害を未然に防止し、又は災害に際し功労のあった者

厚生大臣認定各講習会受講者受付中

平成7年度厚生大臣認定の各種講習会を下記の日程で開催いたします。受講希望の方はお早めに本協会までご連絡ください。

種類	日程	定員	会場
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	平成8年1月23日	150名	
産業廃棄物 新規許可収集運搬	平成8年2月6日～2月7日	150名	サンレイラ岐阜 岐阜県建設労働者研修福祉センター
	平成8年2月8日～2月9日	150名	

- 受講希望者は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- 受講申込者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- 受講申込書（実施要領）は、当協会又は県立各保健所（岐阜市の場合は岐阜市環境総務課）

で入手して下さい。

《講習会に関するお問い合わせ》

〒500 岐阜市萩田南1-11-12 水産会館内

社団法人 岐阜県環境保全協会

(担当：井上・大谷)

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

お願い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業にお

ける廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字 数 400~800字程度
2. 宛 先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

明けましておめでとうございます。

今年も「ぎふ保全協会報」をご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」(容器包装リサイクル法)が6月16日に公布され、リサイクル元年と呼ばれましたが、今年は事業者・消費者・市町村にかけられた役割分担による、ごみの減量化・リサイクルをめざして循環型の新しい社会経済システムを構築していく必要があります。

今季号の特集である新春委員長座談会でもとり

あげられています「財団法人地球環境村ぎふ(仮称)」が4月に発足します。県内の最終処分場については残存容量も少なく、一日も早い最終処分場の開設を期待しています。それには当協会一丸となって取り組むことが重要であり、会員の皆様のより一層のご協力をお願いします。

「ぎふ保全協会報」の紙面の更なる充実をはかることが、排出事業者・処理業者・行政の意思疎通の一助になるものと思い編集にあたっていきます。

(編集委員 浅野 勇)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山 村 けい

副委員長 浅 野 勇

委 員 川 合 清 和

野 村 清 晴

野々村 清

中 尾 勝

坂 井 修

大 藤 正 幸

■広告掲載社名

コマツ岐阜㈱／トヨタカローラ岐阜㈱
ホテルくさかベアルメリア(みらの里)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成8年1月1日発行	第26号
編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会	
理事長 小瀬洋喜	
〒500 岐阜市萩田南1丁目11番12号 水産会館1階	
TEL <058> 272-9293	
FAX <058> 272-6764	
印刷 共和印刷株式会社	